



埼玉県報

第212号
令和3年(2021年)
5月28日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則(福祉政策課)
- 埼玉県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則(健康長寿課)
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

訓令

- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令(文書課)

告示

- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託(産業技術総合センター)
- 令和3年度職業訓練指導員試験の実施(産業人材育成課)
- 清算法人尾田蒔土地改良区清算人退任届(秩父農林振興センター)
- 清算法人尾田蒔土地改良区の役員退任届(秩父農林振興センター)
- 吉見領土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 田甲土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 八条用水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可(農村整備課)
- 新堀土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 県道和光インター線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 県道皆野両神荒川線の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)

正誤

- 埼玉県人事委員会規則12-137中訂正(任用審査課)

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「センター長」を「病院長」に改める。

第四条第二項の表下欄中「センターの長」を「埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第百九十二条第三項の表に規定する病院長」に改める。

別表第四中「センター」を「病院」に改める。

別記様式中「埼玉県総合リハビリテーションセンター長」を「埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号中「センター」を「病院」に改める。

別記様式第三十六号中

「
部長 副部長
課長 主幹 主査 係
(センター長) (副センター長) (課長)

「
課長 副課長 主幹 主査 担当
(病院長) (事務局長) (管理・業務部長) (担当)

課長 (担当)
課長 (担当)
課長 (担当)
に改める。

別記様式第五十九号中「センター」を「病院」に改める。

附則

- この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十五号

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則（令和二年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号及び第二号に掲げる営業に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四九

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「精神保健福祉センター」の次に「管理業務部、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

に改める。

障害者援護施設及び心身障害者協会の設置する福祉施設又は入所の委託の措置する費用の徴収並びに母資金及び父子福祉資金並に福祉資金の償還に係る生知書及び督促状並びに生活法による保護決定通知書計算法医療券・調剤券計算機により作成する。) 用	福祉政策課長
院 事 務 用	埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長

附 則

この訓令は、令和三年七月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第六百六十七号

鶴ヶ島市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
鶴ヶ島市	令和元年度地籍簿一冊	下新田地区(大下新田の一部)	令和三年五月二十日

告示

埼玉県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団恵養会 会坂口耳鼻咽喉科	養会	所沢市西所沢一―二三―三令和三年五月三階	一日
埼玉県立精神医療センター	地方独立行政法人埼玉県立病院	北足立郡伊奈町小室八一八―二	令和三年四月一日
橋本内科クリニック	喜多村 健一	新座市栄四―四―二一	令和三年四月一日
ふくろうクリニック	一般社団在宅医療普及協会	草加市旭町六―四―一一	令和三年五月一日
医療法人社団碧桐会 シティタワ―わらびキッズクリニック	医療法人社団碧桐会	蕨市中央一―七―一シティタワ―ワ―蕨	令和三年四月一日
みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	笹村 佳美	三郷市中央一―二―一ザ・ライオンズ三郷中央一〇二	令和三年四月一日

アポック毛呂岩井 薬局	アポック毛呂岩井 アポクリート株 式会社	入間郡毛呂山町岩井西五―一 三―六	令和三年四月 一日
ポプラ薬局 店	三芳アポクリート株 式会社	入間郡三芳町北永井八九二― 一八	令和三年四月 一日
薬局アポック 芳店	三アポクリート株 式会社	入間郡三芳町北永井八九三― 九	令和三年四月 一日
薬局アポック 呂山店	毛アポクリート株 式会社	入間郡毛呂山町毛呂本郷九九 二	令和三年四月 一日
アポック日高セン ター前薬局 店	1号 アポクリート株 式会社	葛貫九〇六― 五	令和三年四月 一日
セキ薬局 店	蕨錦町株式会 社セキ薬 品	蕨市錦町一― 一四―二七	令和三年五月 一日
薬局アポック上福 岡西口店	アポクリート株 式会社	ふじみ野市霞ヶ丘一― 七―一〇一	令和三年四月 一日
かしわばら薬局	株式会社TNS	狭山市柏原一五二― 五	令和三年四月 一日
ひまわり薬局	有限会社西所沢 調剤薬局	狭山市堀兼四五四― 二	令和三年四月 一日
あおぞら薬局 南店	美株式会社HOP Eメデイカル	吉川市三輪野江四六〇	令和三年五月 一日
薬局アポック 加新田店	草アポクリート株 式会社	草加市金明町三五七― 二五	令和三年四月 一日
ひまわり薬局 伏店	株式会社杏悠堂	北葛飾郡松伏町田中三一― 一八	令和三年四月 一日

氏名	住所	施 術 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
石井 一義		医療法人社団 草芳会 三芳野 接骨院	入間郡三芳町北永井七四二 住宅金木屋内	令和三年五月 六日
千石 哲也		ゴーアップケア 施術院	桶川市朝日二一四一四エ クシア司B一〇三	令和三年五月 一日
藤井 里実		訪問鍼灸マッサ ージ結び	吉川市平沼一六五三―七	令和三年五月 一日
長谷川 直美		長谷川直美	入間市宮寺二二四四―二	令和三年五月 一日
戸田 和博		スマイルラボか らだ元気治療院	蓮田市御前橋二一六一―二	令和三年五月 一日

二 指定施術機関

アイリス訪問看護 リハビリステーション	株式会社メデイ カル・クリエイ ティブ	新座市栗原五―一二―六コ― ポエル一階	令和三年四月 一日
しらかば訪問看護 ステーション	有限会社エス・ エイチ・アイ	深谷市宿根五〇四―六	令和三年四月 二十二日
訪問看護ステーション 生樹	合同会社夢結彩	本庄市日の出四―一六―八メ ゾネットみどりハイツII一〇二 号	令和三年四月 一日
三芳訪問看護ステ ーション おはな	合同会社暖手	入間郡三芳町竹間沢四一〇― 二五	令和三年四月 一日

告示

埼玉県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 福島会 会 彩北病院	名 称	医療法人 福島会 上 武病院	医療法人 福島会 彩 北病院
かばさん薬局し ふり店	名 称	しふり薬局	かばさん薬局しふり店
アイランド薬局	開設者名称	アポロメデイカルホー ルディングス株式会社	アポクリート株式会社
えびす薬局	開設者名称	アポロメデイカルホー ルディングス株式会社	アポクリート株式会社
アサヒ調剤薬局	開設者名称	アポロメデイカルホー ルディングス株式会社	アポクリート株式会社
あおぞら薬局	開設者名称	アポロメデイカルホー ルディングス株式会社	アポクリート株式会社
さつき薬局	開設者名称	有限会社 ドラッグス トア光	株式会社 ドラッグス トア光

訪問看護ステーション 「和」訪問看護ステーション なないろ テーション	所在地	本庄市児玉町児玉二 四四五―一 新座市あたご三―八 ―一七―二〇二
所在地	本庄市寿一―二六―三 新座市あたご三―八― 二二―一〇一	

二 指定施設機関

氏名	変更事項	
	所在地	名称
松下 宗馬	和 田 隆	
施設所	施設所	
所在地	所在地	名称
さいたま市北区日進 町二―一〇〇	(追加)	(追加)
さいたま市北区日進 町二―七六四―二	戸田市上戸田二― 二二―五	きずな治療院

告示

埼玉県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
橋本内科クリニック	新座市栄四―四―二一	令和二年二月十六日
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	令和三年三月三十一日
医療法人社団千秋双葉会 みさと 中央	三郷市中央一―二―一ザ・ライオンズ	令和三年三月三十一日
耳鼻咽喉科・アレルギー科	三郷中央一〇二	一日
白石医院	入間市久保稻荷三―二三―六	令和三年四月一日
シティタワーわらびキッズクリニック	蕨市中央一―七―一シティタワー蕨一	令和三年三月三十一日
医療法人社団 愛光会 斎藤外科胃腸科	鴻巣市本宮町一―一―一	令和三年四月四日
医院		
草加グリーンクリニック	草加市金明町六〇四―一―一階	令和三年三月三十一日

モアナ歯科クリニッ ク 蕨医院	蕨市北町五―四―三ニマルエツ蕨北町 店一F	令和三年三月三十 一日
埼玉県立精神医療セ ンター	北足立郡伊奈町小室八―八―二	令和三年三月三十 一日
埼玉県立皆光園障害 者歯科診療所	深谷市人見一九九八	令和三年三月三十 一日
薬局アポック 若葉 店	鶴ヶ島市富士見一―二―一 東棟二F	令和三年三月三十 一日
モリ薬局	加須市土手二―一五―七四	令和三年三月三十 一日
ポプラ薬局	入間市豊岡一―五―二五	令和三年三月三十 一日
薬局アポック 上福 岡西口店	ふじみ野市霞ヶ丘一―二―二七―一〇	令和三年三月三十 一日
アポック医大前薬局 1号店	入間郡毛呂山町毛呂本郷一八―一	令和三年三月三十 一日
アポック毛呂岩井薬 局	入間郡毛呂山町岩井西五―一三―六	令和三年三月三十 一日
薬局アポック 鶴ヶ 島池ノ台店	鶴ヶ島市脚折一四四〇―三五	令和三年三月三十 一日
アポック日高センタ ー前薬局 2号店	日高市山根一三八五―一	令和三年三月三十 一日
アポック高麗川駅前 薬局	日高市高麗川一―一―二七	令和三年三月三十 一日
アポック日高センタ ー前薬局 1号店	入間郡毛呂山町葛貫九〇六―五	令和三年三月三十 一日
ポプラ薬局 三芳店	入間郡三芳町北永井八九二―一八	令和三年三月三十 一日
薬局アポック 行田 店	行田市富士見町二―一七―一	令和三年三月三十 一日

くぼ薬局	上尾市久保四五七―七二	令和三年三月三十日
かしわばら薬局	狭山市柏原一五二―五	令和三年三月三十日
なかまち薬局	深谷市仲町二―四一	令和三年三月三十日
薬局アポック 旭ヶ丘店	日高市高萩二四三五―七	令和三年三月三十日
薬局アポック 新田店	草加市金明町三五七―二五	令和三年三月三十日
薬局アポック 店	北本市本町六―二四〇豊田ビルF	令和三年三月三十日
ひまわり薬局 店	北葛飾郡松伏町田中三一―八―八	令和三年三月三十日
薬局アポック 店	入間市豊岡一―五―二三 オデッセイビル一階	令和三年三月三十日
けやき薬局 店	狭山市下奥富七三六―一	令和三年三月三十日
菓の坂重薬局	坂戸市日の出町六―二四升屋マンションビル一〇一	令和三年三月三十日
薬局アポック 宮前店	熊谷市宮前町一―一三九	令和三年三月三十日
薬局アポック 店	入間郡三芳町北永井八九三―九	令和三年三月三十日
メディスンショップ あおぞら薬局	春日部市藤塚六〇四―一	令和三年三月三十日

二 指定施術機関

東 健 介	氏 名
	住 所
な の は な 整 骨 院	名 称
二 一 五 二 一 三	所 在 地
一 日	施 術 所
東 京 都 練 馬 区 大 泉 町 令 和 三 年 三 月 三 十 日	廃 止 年 月 日

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団明世会 北戸田クリニック	戸田市新曽二二二〇―一北戸田 ファーストゲートタワーF	令和三年五月一日

告示

埼玉県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
訪問ナースステーション ダレタメ	幸手市幸手五三五二―二	令和三年四月一日

告示

埼玉県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	W O M E N , S C L I N I C ひらし ま産婦人科
所 在 地	上尾市原市一四六四
再 開 年 月 日	令和三年五月一日

告示

埼玉県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	いるか薬局 肥塚店	
所在地	熊谷市肥塚一三八〇―一七	
開設者名	有 限 会 社 ユ キ ・ メ デ イ カ ル	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和三年四月一日	

告示

埼玉県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
松井西地域包括支援センター	事業所所在地	所沢市上安松 一二二四―七	所沢市上安松 一二八三―四	介護予防支援
社会福祉法人ときがわ町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	事業所所在地	比企郡ときがわ町桃木三二	比企郡ときがわ町関堀一四五―二	居宅介護支援
訪問看護ステーションコンコスモス	事業所所在地	久喜市桜田三 ―九―三	久喜市桜田二 ―六―五	訪問看護 介護予防訪問看護
ケア・アシスト東鷲宮	事業者所在地	久喜市桜田三 ―九―三	久喜市桜田二 ―六―五	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社中村薬局 西口店	富士見市鶴馬二 六二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十一年十月 三十一日
薬局アポック 谷宮前店 熊	熊谷市宮前町一 一三九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年三月三十 一日
新しい友と楽しむ よし乃郷	比企郡ときがわ 町五明一四四九 一	通所介護	令和二年五月三十 一日

告示

埼玉県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市小手指台五―四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和三年五月二十八日から令和三年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一―十三番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和三年五月二十八日から令和三年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番地一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和三年五月二十八日から令和三年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第六百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
407,781,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第六百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 粟生田 邦夫	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第六百八十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和三年八月七日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に六十三円分の郵便切手を貼り付けること。）

(2) 履歴書

- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十四円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
持 参	埼玉県産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和三年六月十四日（月）から七月九日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで なお持参する前に電話で予約すること。
郵 送	郵便番号三三〇―九三〇― さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和三年六月十四日（月）から七月九日（金）までの消印のあるものを有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者については、試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

令和三年八月二十六日（木）から九月一日（水）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門学校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告示

埼玉県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人尾田蒔土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

氏名	住所
豊田辰夫	埼玉県秩父市田村千六百四十三番地
野坂功久	同 千二百四十一番地
豊田孝幸	同 千四百八十番地二
富田精一	同 六百九十九番地
増田康郎	同 九十一番地
根岸秀雄	同 蒔田二千三百七十三番地
前原啓作	同 二千九百七十八番地三
前原隆一	同 二千八百七十二番地
富田芳男	同 千八百十三番地
風間敏夫	同 千六百九十七番地
黒澤新一	同 九百五十四番地
島崎厚	同 三百八十七番地
島崎友義	同 百八十八番地

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	前原 孝至	埼玉県秩父市蒔田二千八百十七番地
同	富田 光吉	同 同 二千三百三番地
同	柴崎 十三	同 同 五百三十八番地

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年五月二十五日認可した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年五月二十五日認可した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

田甲土地改良区

二 事務所所在地

比企郡吉見町

告示

埼玉県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和三年五月二十五日認可した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

八条用水路土地改良区

二 事務所の所在地

越谷市

告示

埼玉県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年五月二十五日認可した。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

新堀土地改良区

二 事務所所在地

蓮田市

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

令和三年埼玉県告示第九十八号で公示した公共測量は、令和三年四月一日終了した旨測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百九十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

荒川調節池工事事務所管内 荒川（埼玉県さいたま市桜区、さいたま市西区）

四 作業期間

令和三年六月一日から令和三年十二月十日まで

告示

埼玉県告示第六百九十一号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域（15.95平方キロメートル）

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力8,446キロワット
予定使用電力量11,908,600キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立春日部高等学校ほか32校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kasukabe High School including 32 other schools (Contract: 8,446 kW estimated kWh: 11,908,600 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021

By mail: 3:00 pm, July 28, 2021

In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 契約電力6,790キロワット
予定使用電力量12,676,400キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立川越高等学校ほか35校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe High School including 35 other schools (Contract: 6,790 kW estimated kWh: 12,676,400 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021

By mail: 3:00 pm, July 28, 2021

In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 契約電力8,279キロワット
予定使用電力量12,673,200キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立浦和高等学校ほか34校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Urawa High School including 34 other schools (Contract: 8,279 kW estimated kWh: 12,673,200 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021

By mail: 3:00 pm, July 28, 2021

In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力7,198キロワット
予定使用電力量11,415,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kumagaya High School including 32 other schools (Contract: 7,198 kW estimated kWh: 11,415,100 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021

By mail: 3:00 pm, July 28, 2021

In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 契約電力
7,314キロワット 予定使用電力量9,261,600キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Hanawa Hoki'ichi School for the Visually Impaired including 33 other schools
(Contract: 7,314 kW estimated kWh: 9,261,600 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021
By mail: 3:00 pm, July 28, 2021
In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs
Department, Education Bureau,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 契約電力1,626キロワット 予定使用電力量4,279,900キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年9月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立総合教育センターほか12施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に4,279,900キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 安永 電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後5時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
令和3年7月19日（月）午前9時から同月28日（水）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和3年7月29日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年7月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Education Center including 12 other public facilities (Contract: 1,626 kW estimated kWh: 4,279,900 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 28, 2021

By mail: 3:00 pm, July 28, 2021

In person: 3:00 pm, July 28, 2021

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>県道と光インター線</p>	<p>路線名</p>
<p>和光市新倉七丁目八番一―地先から同市新倉七丁目八番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年五月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年四月十五日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>県道皆野両神荒川線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字皆野字駒形二一七 一番七地先から同郡皆野町大字皆野 字駒形二二二七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年五月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二九二・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年五月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 幸和会 特別養護老人ホーム しらさぎ 苑	埼玉県幸手市上宇和田六百三十一番 地

告 示

埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	
医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	施設の開設主体及び名称
	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	所在地

正 誤

埼玉県人事委員会規則一二―一三七号（令和三年三月三十日第百九十五号）中訂

正

行

前から十二

誤

「センター長」を 「センター長
病院長」

正

「センター長
副センター長」を 「センター長
病院長
副センター長」

前から十一行「改め、」の次に次のように加える。

「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、